

## 完全週休2日制促進工事における「振替現場閉所日」の取扱いについて（Q&A）

令和3年3月

茨城県土木部検査指導課

茨城県土木部が発注する完全週休2日制促進工事の実施要領第7条第2項に規定する「振替現場閉所日」の取扱いに関し、問い合わせが多い事項についてQ&A方式でとりまとめましたので参考としてください。

### 要領第7条第2項

受注者の都合（技術的な制約を含む）により土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。なお、振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とする。

Q1 「同一週内」における“週”とは、何曜日から何曜日までと決まっているか。

A1 日曜日で始まり土曜日で終わる一連の7日間を、ここでいう“週”の単位としている。そのため、土曜日に工事をする場合の振替現場閉所日については前5日間内に、日曜日に工事をする場合においては後5日間内に設けることになる。

Q2 雨天により休工を決定した当日の朝、その日を振替現場閉所日にしたい旨監督員と協議したが、振替日として認められなかった。なぜか。

A2 要領第2条第3項において「現場閉所日とは、予め定めた現場の休工日のことをいい、悪天候等による予定外の休工日は含めない。」としているため、条件に合致しない。

なお、要領第7条第2項において「受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定」するとしているところであるが、今回のように悪天候が理由である場合、事前に協議があったとしても振替現場閉所日として認められない。

Q3 地元調整の結果、土曜日に工事をする必要が出てきたので、水曜日を振替現場閉所日にする旨監督員と協議し、振替の前日（火曜日）のうちに了解を得ていた。しかし、たまたま振替現場閉所日（水曜日）に雨が降ってしまった。この場合、現場閉所日としてカウントされるのか。

A3 そのような場合なら、雨天になってしまったのは偶々であり問題はない。土曜日に工事をする理由が妥当であり、監督員との協議も事前に行われていることから、カウントされる。

Q4 振替現場閉所日設けるのに必要となる理由（＝受注者の都合（技術的な制約を含む））について、こういうものは認められないといった決まりはあるのか。

A4 なぜその土曜日（日曜日）に工事を行う必要があるのかについて説明してもらえれば、理由は幅広く採用する。（Q&A2にあるように、悪天候を理由とした予定外の休工日の代替として土曜日に工事を行うような場合は、振替として取り扱わない。）

Q5 振替現場閉所日は、1工事当たり何回まで取ってよいといった決まりはあるか。

A5 現在のところ、特に上限は設けていない。ただし、本取組は、担い手確保に向け、土曜日・日曜日が安定して休める建設業を目指すという趣旨で取組んでおり、それに反するような振替の使われ方が目立ってきた場合は制限等について検討する。